

Title	メキシコ憲法第二十七条の改正とその背景
Sub Title	Recent Reform of Article 27 of the Mexican Constitution and its Background
Author	石井, 陽一 (Ishii, Yoichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1993
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.10 (1993. 10) ,p.85- 102
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19931028-0085">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19931028-0085</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## メキシコ憲法第二十七条の改正とその背景

石井陽一

はじめに

一、今回の改正点

二、改正点の評釈

三、改正の動機

むすび

## はじめに

一九一七年に制定されたメキシコ合州国憲法 (Constitucion Política de Los Estados Unidos Mexicanos) は、メキシコ革命 (一九一〇年～一九一七年) の総決算ともいうべきもので、七  
 年間にわたる内戦の流血の犠牲がにじんだ法律的所産である。  
 制定地に因んで「ケレタノ憲法」とも通称される。

メキシコ革命は、一八七六年から一九一一年にわたる三十四  
 年間メキシコを支配したポルフィリオ・ディアス (Porfirio Di-  
 az) の独裁体制 (一八七六年～一九一一年) を突き崩す武力闘  
 争として始まったから、一九一七年憲法にはポルフィリオ体制  
 (Porfiriato) に対するアンティテーゼが提示されている。ポル  
 フィリオ体制においては、外国資本に対し、鉱業権 (石油開発  
 権を含む)、鉄道敷設権、土地所有権などの利権が気前よく供  
 与され、未開懸地先占・譲渡法により大地主による土地収奪を  
 容易にし、ファレス時代に特権を剥奪されたカトリック教会へ  
 の宥和政策をはかるなど、一連の反民衆的な政策が展開され、  
 下層民衆の極端な窮乏化、一層の貧富の格差の拡大を招いた。  
 そこで、一七年憲法は、その第二十七条で、大土地の収用、過去に  
 不当に収奪された土地の返還、教会所有の不動産の国有化、外

国人に対する鉱業権と土地所有権の制限、石油・天然ガスなど炭化水素は国有化などの資源ナショナルリズムと農地改革の路線を敷くと共に、第三条で教会の教育に対する参与を禁止、第三十条で聖職者の選挙権および被選挙権を禁止、僧職以外の兼職を禁止などの徹底的な政教分離を規定した。このほか、労働者の週六日・八時間労働制、最低賃金制、産休制、社会保障、労働者の団結権、交渉権などの保護を盛り込んだ第二百二十三条も一七年憲法の特徴として挙げられる。全体としては、自由放任主義を基調とするファレス大統領時代の一八五七年憲法を継承してはいるが、以上の三ヶ条だけでもその当時としては世界的なレベルで急進的な、社会主義的な内容のものであった。

一七年憲法は軟性憲法であり、その改正は連邦議会における出席議員の三分の二の投票と州議会の過半数の承認により可能(第二三五条)なので、これまで二十七条だけで十四回の末梢的な改正があったが、メキシコ革命の根幹理念にかかわる部分についての改正は長くタブーとされてきた。しかし、今般、カルロス・サリーナス・デ・ゴルトアリ(Carlos Salinas de Gortari)大統領が提案し、国会を説得の上、可決された改正は、メキシコ革命の根本理念を部分的に修正する大胆な改正である。改正は、第三条、第四条、第五条、第二十四条、第二十七条、第二十条、第二百三十条の七ヶ条だが、表題の示すように、本稿はその第二十七条に焦点を絞り、同条の改正点を紹介し、かつ評釈を加え、次いでその背景にある改正の動機となった国内的な要

因と国際的な要因とを、法と経済の接点において、考察を試みることを目的とする。

たまたま筆者は、昨年(一九九二年)四月初旬、キューバで開催された学会に出席の途次、メキシコ・シティーに二日程滞在し、短い滞在ながら、その間を本稿に関する現地調査にあてた。当事者であるメキシコ農地改革省(Secretaria de la Reforma Agraria)のミルナ・エステル・オヨス(Myrna Esther Hoyos)営農振興局長(Directora General de la Direccion General de Promoción Agraria)に面接し、最新の情報を聴取し、また貴重な資料を得られたことは幸であった。書店で買い求めた文献と共に本稿執筆の素材になっている。

## 一、今回の改正点

今回の改正は、サリーナス大統領が第二十七条を改正する政令(Decreto)案を、一九九一年十一月七日下院に提案(憲法第七十一条第一款)、賛成三四三票、反対二十四票、棄権六票で可決、翌七日上院に回付して可決され、さらに各州議会でも承認(憲法第三百三十五条)後、大統領が一九九二年一月三日に公布している(憲法第八十九条第一款)。

次いで第二十七条改正の施行細則ともなる新農地法(Ley Agraria)は一九九二年二月二十六日公布されている。

本節では改正点を明確にするために、新旧条文の訳文を比較

対照する形をとった。改正前の旧条文は、ポルーパー社(Paloterial Paris)刊の一九九一年版を底本とした。改正後の新条文も別刷りで一九九一年版に挿入されていたのでそれによった。

第二十七条は、恐らく世界の憲法でも他に類例のない程の長文である。国の土地と水の所有権は根源的には国家に属するが、個人にそれを移転することで私的所有権が構成されるとする第一項、公益的事由により取用が行なわれることがあるが、補償を伴うとする第二項で始まるが、土地所有権の沿革と社会性を説いた重要な導入部なので、一字も改正されていない。今後も改正されないであろう。

全く基礎的なことであるが、メキシコの法文における条のなかの区切りは日本のそれとはやや異なり、条(artículo)、項(parrafo)、款(fracción)、号 inciso)の四段階の区分になる。条のなかで行を変えて書かれたひとつの文が項であるが、日本の法文のように第二項以下の頭に数字をつけない。款は項のなかの区切りで頭にローマ数字をつける。しかし款のなかでさらに項が分かれていることもある。号は項および款のなかの細分

第二十七条改正点の新旧対照

改正前

第二十七条

類で小文字のアルファベットを頭につける。

改正前の旧条文の邦訳については、筆者の知る範囲では昭和三十年(一九五五)三月、衆議院法制局、参議院法制局、国立国会図書館調査立法考査局、内閣法制局の四者協力による各国憲法集のなかに訳業があり、また一九一七年制定当時の原文を邦訳した大阪経済法科大学比較憲法研究会の訳業(大阪経済法科大学法学資料3 一九八九)がある。また抄訳であるが、長谷川成海「メキシコの農地改革—法律制度としてのエヒード—」(早稲田法学 第六一卷一号、昭六〇年七月)所収の訳業もある。それぞれ訳し方に若干の相違があるが、本稿ではこれらの貴重な先例を踏まえ、筆者なりに訳出してみた。改正後の新条文は筆者の試訳である。

なお、今回の改正は、第二十七条の第三項、第七項の第II款、第IV款の第一項、第VII款、第XV款、第XVII款、第XX款に第二項と第三項を追加、第X款から第XIV款まで廃止、第XVI款も廃止、となる。

傍線は改正部分、点線は不変を表示。

改正後

第二十七条

国は、公共の富の衡平な分配を行ない、かつその保全に留意し、国の均衡のとれた発展と農村および都市の住民の生活水準の改善を期する目的をもって、公共の利益が求める態様を私的所有権に課する権利ならびに社会的な利益としての利用可能な資源の開発を管理する権利を常に有する。

それゆえに、公共事業を実施し、定住中心地の創設、維持、改良、成長の計画を樹て管理する目的として、人の定着を導き、土地と水と森林の適切な供給、利用、保留および用途を確立するために、環境との調和を保護かつ回復するために、大土地私有を分割するために、ユビードと共同体の組織と集団的開拓を施行細則となる法律 (Ley regulamentario) のなかで規定するために、開拓されている小農業所有地の発展のために、不可欠な土地と水とを有する新農業定住中心地の創設のために、農業の振興のために、自然資源の破壊と社会に反して所有権が被り得る侵害を避けるために、必要な措置を講ずるものとする。土地と水とを欠く、あるいはそれらが住民の必要に対して量的に不十分な定住の集落は、常に開拓されている小農業所有地を尊重しつつ、隣接する所有地から土地と水とを譲与される権利を有する。

I.

II. 教会と称せられる団体は、その教義のいかんを問わず、いかなる場合も、不動産および不動産に投資される資本を取得し、

(同上)

それゆえに、公共事業を実施し、定住中心地の創設、維持、改良、成長の計画を樹て管理する目的として、人の定着を導き、土地と水と森林の適切な供給、利用、保留および用途を確立するために、環境との調和を保護かつ回復するために、大土地私有を分割するために、ユビードと共同体の組織と集団的開拓を施行細則となる法律 (Ley regulamentario) のなかで規定するために、開拓されている小農業所有地の発展のために、農業、畜産、林業、その他の農村社会における経済活動の振興のために、自然資源の破壊と社会に反して所有権が被り得る侵害を避けるために、必要な措置を講ずるものとする。

I.

(省略)

II. 第三百三十条およびその施行細則となる法律に定められた要件の下に設立される宗教団体は、施行細則となる法律が定める

所有し、または管理する能力を持たない。教会が、現在直接もしくは間接に所有する不動産または投下資本は国の支配に移管される。国民は、かかる事例に該当する財産の無効を宣言する権利を有する。推定するに足りる証拠があれば、無効を宣言するに十分である。公的な礼拝に供される教会堂は、連邦政府に代表される国家の所有とし、連邦政府は引続き使用される教会堂を決定する。司教館、司祭館、神学校、宗教団体の保護施設もしくは教育施設、修道院または宗教的信条の実行、布教もしくは教育のために建設され、もしくはあてられたその他すべての建物は、直ちに国の直接の支配に移され、それぞれの管轄に従い、連邦または州の公的役務の専用に供される。今後、公的な礼拝のために建造される教会は、国の所有とする。

III.

IV. 株式による商事会社は、農地を取得し、所有し、または管理することができない。この種の会社で、工業、鉱業もしくは石油産業の開発のため、または農業以外の目的のために設立されたものは、前記の業務目的または役務のために厳密に必要な面積に限り、土地を取得し、所有し、管理することができる。

要件と制限の下に、当該目的に必要な不可欠な財産を独占的に取得し、所有し、または管理する能力を有する。

III.

(省略)

IV. 株式による商事会社は、その業務目的に必要な面積に限り、農地の所有者になることができる。

いかなる場合も、この種の会社は、本条の XV 款に定められた面積制限の二十五倍以上の面積の農業、畜産、林業にあてる土地を取得することはできない。施行細則となる法律は、当該会社の所有地が出資者各自の小所有地の限度を超えないように、資本金の構成と出資者の最低数を規制するものとする。この場合、計算の目的上、出資者各自の農地の個人所有権は全部累計される。また、法は前記の会社に対する外国資本参加の条件も定めるものとする。

V.

VI. 第三款、第四款、第五款に掲げる社団ならびに事実上または法律上共同体の性質を有する定住集落または贈与もしくは返還を受けた定住集落または農業定住中心地として設置されたものを除き、その他のいかなる民事社団も不動産もしくは不動産に投下した資本を所有しまたは自ら管理することはできない。ただし直接に当該組織体の用に供する建築物はこの限りではない。

州、連邦直轄区、本共和国全土の市町村 (municipios) は、その公共的な職務に必要なすべての不動産を取得し、所有する完全な能力を有する。

VII. 事実上または法律上共同体的な性質を有する定住集落は、当該集落に所属または返還された、もしくは返還されるべき土地、森林、水の総有を享受する能力をもつ。

その原因のいかんを問わず、二または二以上の定住集落の間で懸案または新規発生する共同体の境界の問題すべては連邦の所轄に属する。連邦政府は、当該境界紛争を審理に付し、また利害関係者に終局的な決定を提案する。利害関係者が決定を承諾した場合、政府の決定は終局的な効力を持ち、それを取り消すことはできない。

逆の場合、承諾しない当事者は最高裁判所に提訴することが

施行細則となる法律は、本款の規定の施行上必要な登記と管理の方式を設定する。

V. (省略)

VI. (前段のただし書まで廃止)

州、連邦直轄区、本共和国全土の市町村 (municipios) は、その公共的な職務に必要なすべての不動産を取得し、所有する完全な能力を有する。

VII. エヒードおよび共同体のような定住集落の法人格が認められ、かつその土地総有権は人の定着のためにも生産活動のためにも保護される。

法律は、インディオのグループの土地の一体性 (integridad) を保護する。

法律は、エヒードと共同体の共同生活の尊重と強化を配慮し、人の定着のための土地を保護し、共同使用の土地、森林、水の利用およびその住民の生活水準を引き上げるために必要な助成の行動指針について定める。

法律は、生産要素の利用において最も自己に適した諸条件を

VIII  
IX

できる。ただし、大統領の提案の即時の執行を妨げるものではない。

法律は、前記の紛争の処理にかかわる簡易な手続を定めるものとする。

採用するエヒダタリオ（エヒード構成員）とコムネーロ（共同体構成員）の意思を尊重して、土地に対するコムネーロの権利とエヒダタリオの割当地に対する権利の行使について規定するものとする。またエヒダタリオやコムネーロが内部で、国または第三者と共同経営し、その土地の利用を提供できるような方式を確立するものとする。エヒダタリオについては、その定住中心地の構成員の間では割当地の権利を譲渡できるような手続を確立する。またエヒード総会がエヒダタリオに割当地の支配権を与える要件と手続を定める。割当地を譲渡する場合には法律が定める優先権を尊重するものとする。

同じ定住集落のなかにおいて、エヒダタリオは総面積の五%相当以上の土地の支配権を持つことはできない。いずれの場合も、一人のエヒダタリオのための土地の権原 (titularidad) は、XV 款に掲げられた限度に調整されねばならない。

総会は、エヒードまたは共同体のような定住集落の最高の機関であり、法律が定める組織と機能を持つ。エヒード執行委員会 (comisariado ejidal) または共同体資産執行委員会 (comisariado de bienes comunales) は、法律の定めにより民主的に選任され、当該集落を代表し、総会の決議を実施する責任をもつ機関である。

定住集落への土地、森林、水の返還は、法律の定めにより行なわれる。

VIII  
IX (省略)



X  
XV

XV. 混合委員会、地方政府および農地手続を所轄するその他の関係当局は、いかなる場合においても、開拓されている小農業所有地または小畜産所有地を接収してはならない。これらの機関が憲法に違反して接収し、譲与する場合には責任に問われる。小農業所有地とは、一〇〇ヘクタール以下の灌漑地もしくは第一級の湿潤地もしくはこれに等しい他の種類の耕地をいう。換算にあたっては、灌漑地の一ヘクタールは天水農地の二ヘクタールに、良質の夏期放牧地の四ヘクタールに、森林、山地または不毛な夏期放牧地の八ヘクタールに相当する。

天水農地または耕作可能な夏期放牧地で二〇〇ヘクタール以下のもの、河川またはポンプにより揚水の灌漑を受けている一五〇ヘクタール以下の棉作地、バナナ、砂糖きび、コーヒー、ヘニケン（麻類）、ゴム、やし、ぶどう、オリーブ、キナ、ヴァニラ、ココア、果樹の栽培にあてられる三〇〇ヘクタール以下の耕地は同様に小所有地とみなされる。

土地の牧草供給能力に応じ、法が別に定めるところに基づき、五〇頭以下の大型畜類またはそれに相当する小型畜類を飼育するのに必要な面積を越えない所有地は小牧畜所有地とみなされる。

接収免除証の発行を受けた小所有地の所有者または占有者によって施工された灌漑、排水、その他の工事によって土地の質が農業および畜産開発のために改善されたときは、当該所有地

X  
XV

(廃止)

XV. メキシコ合州国において、大土地私有 (latifundio) は廃止される。

小農業所有地とは、個人単位で一〇〇ヘクタール以下の灌漑地もしくは第一級の湿潤地もしくはこれに等しい他の種類の耕地をいう。

換算にあたっては、灌漑地の一ヘクタールは天水農地の二ヘクタールに、良質の夏期放牧地の四ヘクタールに、森林、山地または不毛な夏期放牧地の八ヘクタールに相当する。

灌漑を受けている個人単位で一五〇ヘクタール以下の棉作地およびバナナ、砂糖きび、コーヒー、ヘニケン（麻類）、ゴム、やし、ぶどう、オリーブ、キナ、ヴァニラ、ココア、竜舌蘭、ウチワサボテン、果樹の栽培にあてられる三〇〇ヘクタール以下の耕地も同様に小所有地とみなされる。

土地の牧草供給能力に応じ、法が別に定めるところに基づき、五〇頭以下の大型畜類またはそれに相当する小型畜類を飼育するのに必要な面積を越えない所有地は小牧畜所有地とみなされる。

小所有地の所有者または占有者によって施工された灌漑、排水、その他の工事によって土地の質が改善されたときは、実現した改善によって本款に定められた面積の最高限度を超えるものとなっても、法が別に定める諸条件を満たしている限り、引き続き小所有地とみなされる。

は、実現した改善によって本款に定められた面積の最高限度を超えるものとなつても、法が別に定める条件を満たしている限り、農地接収の対象にならない。

XVI.

XVII. 連邦議会および州の立法機関は、それぞれの管轄において、農業所有地の最大限度を定める法律および余剰地を分割する法律を、次の基準に従い、制定するものとする。

a 個人または法人格を有する社団が所有することができる土地の最大面積は、各州および連邦直轄区において定めなければならない。

b 定められた面積の余剰地は、各地方が定める期間内に所有者によって分割されなければならない。当該分割分は、同法に基づいて地方政府が認める条件により売却される。

c 所有者が分割に抵抗した場合には、地方政府が収用手続により分割を実施する。

d 分割地の対価は、年率三%をこえない利息で元本および利息を年賦により支払われるものとする。

e 所有者は、被収用財産の支払を保証するための地方農地債を受領しなければならない。この目的のために、連邦議会は州に対して地方農地債を発行する権限を賦与する法律を制定する。

f すべて分割は、近隣の定住集落の農業上の必要が満たされる場合限り、承認される。分割の実施計画が存在する場合

XVI.

(廢止)

XVII. 連邦議会および州の立法機関は、それぞれの管轄において、本条第IV款と第XV款によって定められた限度を超える面積の分割と譲渡に関する法律を制定するものとする。

余剰地は、所有者によって当該通知受領日より起算して一年以内に分割かつ譲渡されなければならない。期限が経過してなお、余剰地が譲渡されなかつたときは、公の競売により売却されなければならない。同一条件においては、施行細則となる法律が定める優先権が尊重される。

各地方の法律は、不可譲にして差押や担保の対象にならないことをベースに家産を設定し、家産を構成する財産を特定する。

には、速やかに公式の農業的審査の手続がとられるものとする。  
 g | 各地方の法律は、不可譲にして差押や担保の対象にならないことをベースに家産を設定し、家産を構成する財産を特定する。

XVII. (省略)

XX. 本憲法に基づいて、国は、エヒード、共同体、小所有地の土地の所有の法的な安全を保証する目的をもって、農事裁判の迅速にして公正な運用を期するための措置を定め、農民に法律上の助言を提供するものとする。

XX. (省略)

紙幅の関係から、この新旧対照では全文不変または廃止の項と款を外したが、本稿の展開の必要上、その内容の骨子のみを紹介しておくたい。

本条の第一項、第二項の骨子は既述したので割愛する。新旧対照したのは第三項だが、第四項は、大陸棚を含むメキシコの

XVII. (省略)

XX. 本憲法に基づいて、国は、エヒード、共同体、小所有地の土地の所有の法的な安全を保証する目的をもって、農事裁判の迅速にして公正な運用を期するための措置を定め、農民に法律上の助言を提供するものとする。

XX. (省略)

その原因のいかんを問わず、エヒードおよび共同体の境界をめぐって二または二以上の定住集落の間で懸案または新規発生すべての問題は連邦の管轄とする。その実効を期するため、一般的に、農事裁判の運営上、法律は、自治権と完全な管轄権をもつ裁判所を設置し、その裁判官は連邦政府が推挙の上、上院が任命し、上院閉会中は常設委員会が任命する。  
 法律は、農事裁判代行のための機関を設置する。

領土で採取される一切の鉱物、石油、天然ガスなどの炭火水素は国有であると明定する。第五項では領海および内陸の河川、湖沼などの水は国有とするが、地下水および私有地内の水流については私有を認めている。第六項は、前二項の国有財産は譲渡できないことを原則とするが、個人またはメキシコ法上の法

人格をもつ社団が法定条件を満たす場合には前二項の物質を譲渡することがあり得るとしながらも、石油、天然ガスのような炭水素だけは絶対に国有に限定している。石油ナシヨナリズムの法的表現である。

第七項は、メキシコの土地または水の支配権を取得する能力を区分列挙するもので、それが二十の款に区分されることになる。

第一款では、土地と水の支配権、鉱物の開発権をメキシコ国民およびメキシコ法人に限定するが、外務省の個別認定により外国人が当該外国政府の保護を援用しないことを条件に同じ権利を、国境および海岸の一定幅を除き、認めている。

第三款では慈善団体の、第五款では銀行の不動産取得を当該業務目的に必要なものに限定している。

第八款では、一八五六年の永代所有財産解体法の濫用や、一八七六年十二月一日のポルフィリオ・ディアス体制の発足後今日まで当局による当時の入会地としてのエヒードや定住集落の土地や水の収奪行為<sup>(1)</sup>の無効を宣言している。一九一七年の憲法制定時、一九二〇年代には現実性のある規定だが、それでも今回廃止されなかったのは、なんらかの必要性が残っているからであろう。

第九款は土地分配に誤りがあった場合の訂正措置である。廃止になった第十款は、入会地としてのエヒードを欠く定住集落への土地の譲与を定めるものであり、第十一款から第十四

款、第十五款第一項、第十六款は、接収・分配の所轄機関とその手続に関するもので、一括廃止されたのは、一九三〇年代のラサロ・カルデナス時代がピークであとは低調ながらだらだらと続いていた農地改革にここで終止符を打つことの宣言ととれる。存続する第十八款は、一八七六年以降にそれ以前の政府が特定個人または法人に供与した土地や自然資源の契約を見直すという内容であり、第二十款は、農業人口の所得と福祉の向上のために、農業の振興、関連するインフラの工事、農業金融や営農指導の充実、農産加工、流通の強化、そのための農地法の整備を国に要求するという精神的な規定である。

## 二、改正点の評釈

改正点は、前述の新農地法を読み合わせることによって立体的に理解することができる。新農地法は、第一条の「本法は、憲法第二十七条の農業分野に関する施行細則であり、本共和国全土で順守される」から始まる。憲法の規定そのままの箇所もあるが、若干補完し、または一步踏み出している箇所もある。

第四款で株式会社株式会社の農地所有限度は、第十五款の小農業所有地の二十五倍としており、一般の小農地、小棉作地、永年性商品作物小農地の面積上限、小牧畜所有地の面積上限は、それぞれ農地法の第百七条、第百二十条に同様の規定があるが、小山林地の基準については、農地法第百十九条で八〇〇ヘクタール

以下と定められている。憲法の補完規定である。

小農業所有地(といつても、日本の概念では大土地であるが)の所有者が別途株式会社を設立、出資して、実質的に面積制限を大きく上廻る農地を取得して大地主制を復活することを予防するために、新農地法第一二六条により、出資者の出資額は各自の面積制限を超過しないこと、会社の営業目的は農牧林業の生産、加工、流通に限定されること、会社資本金はT種株券(acción de serie T. Tは土地 tierraの頭文字)より構成され、出資時の土地価格に基づき資産に計上された農地、牧場、山林地に見合うものでなければならぬ。また同法第三百三十一条により当該会社の農牧林地の資産、T種株券の株主は、国家農業登記所(El Registro Agrario Nacional)に登記しなければならぬ。同法第三百三十条により、外資の出資限度は、T種株券の四十九%とする。

メキシコ農地改革の目玉であったエヒードは法文上はその権利を強化されている。エヒードという言葉には時代的な変遷がある。存続している第四款のなかでいうエヒードは、村落における薪木採取や放牧用の入会地である。一九二〇年代にはエヒード自体が共同体になる。一九二一年にエヒード法、一九二七年にエヒード財産法が制定され、最低五〇世帯のエヒダタリオ(ejidatario エヒードの構成員)が結成するのだが、アステカ王国のカルブリという共同体からの伝統が現代的に蘇生し、共同体が土地の総有権をもち、エヒダタリオは割当地(Parcela)の

用益権をもつが、一定期間離農するとその用益権を失うという制度である。用益権であるから、割当地の譲渡、賃貸、抵当権設定はできない。譲渡や賃貸ができないのは、地主制の復活を牽制する意味があったのであろう。しかし、抵当権の設定ができないために、農業融資を受けることができず、それが農業不振の原因になった。一九三〇年代にはエヒード銀行という無担保でも貸付ける公的金融機関が設立されたが、資金量が極めて不十分であり、エヒダタリオの資金需要に応じ得ない。

新農地法第四十六条により、エヒードが共同利用地(tierras de uso común)に、エヒダタリオが割当地(tierras parceladas)の用益権に担保(担保 garantía だけで抵当権とはいっていない)を設定できることになった。担保を設定した借入債務が不履行の場合には、債権者は農事裁判所(tribunal agrario)の判決に基づき強制執行することができる。担保設定には、国家農業登記所での登記を義務付けられる。この新措置によって、エヒードは一般銀行からも営業資金を借入れる途が開かれたことになる。

エヒードやインディオの共同体に関する規定が憲法レベルまで高められたのは今回が初めてである。従来は第四款のような規定は農地法のなかにあった。今回は大筋を憲法が、細則は新農地法が受け持つことになった。

割当地については、営業証明証または割当地証明書が発給され(新農地法第七八条)、それに基づいては割当地の用益権の

メキシコの農民構成

小作人 (借地農)	10%
分益農	5%
インディオ村落共同体の構成員	20%
エヒダタリオ	40%
農園主	10%
公私の植民地の入植者	5%
ベオン (農業労務者)	10%

されているが(民法第九八〇条)、原語の用語が微妙に異なり、従来から権利の内容も若干異なるので、農地法上の用益権は民法のそれとは別体系と考えてよいであろう。

第七款第二項でインディオ村落共同体の一体性も保証された形になっている。エヒードもインディオ村落共同体との違いは、エヒダタリオの大半はインディオ

賃貸、同じ定住集落のなかの他のエヒダタリオもしくは定住者に譲渡することまたは会社設立の際に現物出資することが可能になったが(新農地法第七九条、第八〇条)、同じエヒードのなかでエヒダタリオは総面積の五%以上の土地の支配権を持つこと、または小農業所有地の上限を越えることができないのは、憲法の第七款第五項の規定そのままである。なおエヒダタリオの宅地(*casas*)については完全な所有権を認められる(新農地法第六十八条)。

このように割当地については、依然として用益権(*al derecho de uso y disfrute*)であるが(新農地法第十四条)、物権的な性格はより強められたといえる。メキシコ民法の方にも一般的な用益権(*usufructo*)があり、物権(*derecho real*)の一種と定義されているが(民法第九八〇条)、

オと考えてよいのだが、エヒードの方は一九二〇年代、三〇年代農地改革目的で構成された共同体であるのに対して、インディオ村落共同体は古くから散在的に形成された集落で、その構成員は同じ部族に属し、同一部族言語、同一習慣で生活していることである。それが今日まで収奪を免れて生き残ったのは、ひとつには、大農園に吸収するには向かない山間地のような条件の悪い土地であったためである。メキシコには五十六の言語の異なる種族が存在し、約百万人のインディオは未だにスペイン語を知らずに単一部族言語だけで生活している。先スペイン時代からインディオには土地の私有という観念はなく、共同体の総有を貴しとしてきた。その考え方はエヒードにも入っている。共同体の一体性(*integridad*)を保証するということは、伝統的な土地の総有と部族の一体的な結合を認める意味である。前述のように、筆者は昨年四月メキシコ農地改革省のミルテ・オステル・オヨス営農振興局長を訪問の際、メキシコの農民構成について質問し、上表のような回答を得た。これは予め質問書を送っておいたので、その場の口頭回答ではなく、文書化されていたものである。これでおよその農民像がつかめるが、ラテンアメリカでは最も進んだ農地改革が行なわれた国であるとはいえず、未だにベオン(農業労務者)がいるのは、日本の概念では大土地の「小農業所有地」が吸収を免れており、一〇〇ヘクタールから三〇〇ヘクタールの面積では家族労働で営農することが不可能であるという事情を示している。定住的なベオ

ンのほかに、農園の収穫期にはエヒダタリオヤインディオ村落共同体の構成員（コムネーロ）も、臨時に農園の賃労働に服している。

今回、とも角もエヒード、インディオ村落共同体が法的により保護される形をとっているが、新農地法のなかでひとつ気になる点は、エヒード、インディオ村落共同体も、公益の事由により、収用の対象になるという規定である。公益の事由としては、官公庁舎の設立、都市・観光・工業の開発、石油開発、橋梁・道路・鉄道などの建設が挙げられている（新農地法第九十三条）。インフラの建設は公益の事由に該当するとしても、観光までを公益の概念に含めているということは、風光明媚の地にあるエヒードやインディオ村落共同体が、ホテルやリゾート施設の建設のために接収されても文句が言えないことになる。一九三〇年代、ラサロ・カルデナス大統領は、公益の事由により、ラティフンディスタ (latifundista 大土地私有者) の土地を接収していくつかのエヒードを誕生させた。そのエヒードが別の公益の事由により再接収されることになる可能性がある訳である。

そういう場合も予想して、第Ⅱ款の農事裁判所や農事裁判手続の代行機関を設けて、法的な農民保護という姿勢を示しているが、実行上、これらの機関が果たしてどれだけ農民の立場に立つかにも疑問がある。

憲法第二十七条および新農地法を通ずる今回の一連の改正は、

メキシコの農民にとって油断のならないものになりそうである。なお、第Ⅱ款の改正で教会が用地を取得できるようになったが、国家と教会との関係修正は、第三条、第二十四条、第三百十條にまたがるので、本節の評釈から割愛したことをお断わりして置く。

### 三、改正の動機

今回のこの大掛りな改正には、国内的な動機と国際的動機が考えられる。

国内的な動機としては、人口の急増が挙げられる。メキシコ革命開始時の一九一〇年のメキシコの人口は一五〇〇万人であるが、一九五〇年には二五八〇万人、一九七五年には六一九二万人、一九八〇年には七〇四二万人、一九九〇年が八八六〇万人と増え続け、この二十年の増加が急角度である。これに対する農地は、一九五〇年が二〇〇〇万ヘクタール（うち灌漑農地が二五〇万ヘクタール）、一九七五年が二三八四万ヘクタール（うち灌漑農地が四九八万ヘクタール）一九九〇年が二四七二万ヘクタール（灌漑農地が五一八万ヘクタール）であるから、農地の拡大が人口の急増に追いつけなくなり、農業国でありながら穀物の自給不足分を大口に輸入する食糧輸入国に転落した輸入先は主として隣接する米国、カナダである。これに対してメキシコが米国、カナダに輸出している農産物は、アスパラガ

ス、タマネギ、レタス、トマトなどの蔬菜類、マスクメロン、グレープフルーツ、スイカ、イチゴ、レモン、ライム、マンゴー、グアバなどのデザート農産物である。マンゴー、グアバなどはメキシコ特産、あとは米国でも生産されるが、収穫期が異なるので端境期に対米輸出している。しかし、メキシコとしては、穀物も自給、さらに余剰分を輸出したいというのが念願である。

そのための農業活性化には、どちらかといえば中小農育成を理念とする、一九一七年を起点とする現行の農地改革体制では対応できない。第IV款を改正して株式会社による農地取得を解禁したのはこのためである。

今一つメキシコが抱えている問題に農村人口の大会、とくにメキシコ・シティーへの過度の移転がある。今世紀の始めに人口三十万人台であったメキシコ・シティーは今や人口二千万人台に膨れ上り、世界一の環境汚染都市として知られている。

この都市流入人口を帰農させるために、農民にとって農業をもっと魅力あるものになければならない。中小農は中小農なりに権利保全と規模の拡大を図っている。完全に離農するエヒダタリオは現に就農または帰農するエヒダタリオに割当地の用益権を譲渡したり、或いは農企業に現物出資または賃貸し、現に就農または帰農するエヒダタリオは用益権を譲り受け、または賃借して一戸あたりの営農面積を拡大し、用益権を担保に銀行から農業融資を借り入れできる、などの途を開いた訳である。

一 国際的動機としては、昨年（一九九二年）十二月に米加墨の

三国間で調印され、本年夏に批准を予定されていた北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement 英略NAFTA、Tratado de Libre Comercio 西略TLC）への対処がある。年内に批准されれば、一九九四年一月一日から、品目によって異なるが、五年、十年、十五年の年限で三国間の関税は零になる。関税が零になったとき、メキシコが強いのは、前記の蔬菜類とデザート農産品である。これらの産品は労働集約型であり、例えばメロンのコストの半分は労賃であるが、米国の農業労働者の時給が六ドルに対してメキシコのペオンのそれが日給五ドルという違いがある。この格差を米国側は現在ものによっては三〇―四〇%の関税をかけて調整しているが、関税が零になったときは、フロリダ、カリフォルニアの農家は価格競争に敗れることになる。

ところが、高度に大規模機械化された資本集約的な米中西部の穀物農家はメキシコに対して段違いの競争力をもっている。

メキシコでは、トラクターは農民一〇〇人に付き二台であるが、米国の農民は一人あたり一・五台という資本装備率の格差がある。従って、米国の方が一戸あたりの平均営農面積が広いうえに、単位面積あたり収量も高い。例えば、とうもろこしは、メキシコが歴史的な原産地であるが、一ヘクタールあたりの収量はメキシコの一九一八キログラムに対して米国は六八一五キログラムと、約三倍強である。生産性を向上するためには、メキシコも企業的農業を振興しなければならない。そのためには外



国資本と外国技術を積極的に導入しなければならない。株式会社の農地取得を認めると共に四九%の外資の出資を認めたのはそのためである。

実はすでにエヒダタリオのなかには、自分は都市に転住して貧民窟に住み、都市の肉体労働に従事し、故郷の割当地を米資本の農企業に賃貸しているが、この不法賃貸借を政府が黙認していることが公然の秘密になっている。今回の改正には、この既成事実を合法化するというNAFTAを前にしての対米サービスの一面もあったようである。

現地で前記のミルテ・オステル・オヨス局長に今回の改正と北米自由貿易協定との関連性の有無を質問してみたが、それは無いとあっさり否定された。国内的動機だけだということであった。しかし、否定が強いだけに逆に肯定と受けとれた。当局者だけに否定せざるを得ないのだろうと思われた。

ちなみに、現地の書店で買い求めた、エドゥアルド・バリーエ・エスピノーサ編「新しい第二十七条―ベヌスティアノー・カランサからカルロス・サリーナスまでの農業問題」という新刊書には、NAFTAへの対応措置であると示唆するくだりがある。<sup>(5)</sup>

また、ちなみに、昨年五月二十六日付メキシコのエル・フィナンシエロ紙に、ホセ・アンヘル・コンチエーリョという署名の寄稿で、北米自由貿易協定の交渉過程において、将来的にはエヒードを削減、縮小、または廃止する約束があるとスクープ

されている。<sup>(6)</sup>

## むすび

過去の農地改革によって築かれた中小自作農中心の農業が時代に合わないものとして、路線の変更を余儀なくされているのは、メキシコのみならず、世界的な現象でもある。日本やECはウルグアイ・ラウンドによって、メキシコは北米自由貿易協定(NAFTA)調印を契機として、それぞれ外圧によって国内農政が揺すぶられている。社会主義の凋落と共に、自由貿易を絶対善とする風潮が高まっているが、自由貿易には品質の向上、価格の低落、貿易量の拡大という長所のある反面、弱者の淘汰という短所を持っている。メキシコにおいては、その弱者が、エヒードやインディオ村落共同体になる可能性が強い。法的にはエヒードやインディオ村落共同体がより保護される建前をとっているが、経済的にはエヒードとインディオ村落共同体が大型化した農企業に大刀打ちできず、窮乏化し、崩壊する可能性もなしとしない。インディオ村落共同体はもともと自給自足的な性格もっているもので、自給の上、農企業に臨時ペオンとして賃労働をして現金収入を得るならば、まだそれなりに生き残るであろう。エヒードの方は、エヒダタリオが農企業に割当地を賃貸あるいは現物出資という形で農企業に呑み込まれる可能性が強い。メキシコの農政当局が期待するように、エヒ

ダタリオが帰農し、都市化問題を解決する可能性は薄いであろう。むしろ堂々と割当地を賃貸できるようになったので、都市に居坐る可能性の方が強い。

このメキシコの改正は、わが国の農業構造改善にも示唆となるものがある。本年一月十四日農政審議会（農政審）が「ウルグアイ・ラウンド」後をにらんだ中間報告を発表したが、稲作農家の大規模化、そのための大型機械化、法人化を推進するという案は大枠の構想としては、メキシコの改革と極めて似ている。国内的動機は必ずしも相似していないが、自由貿易の拡大に対して国際競争力をつけるという国際的動機は軌を一にしている。それにしても、わが国は稲作農家を平均〇・七ヘクタールから十ないし二十ヘクタールに引き上げることで大規模化といっているのだが（それも実現は容易ではないが）、メキシコと比べるとなんというスケールの違いであろうか。日本の国土が狭小なので止むを得ないが、国際比較では大規模化ではなく、小規模のなかでの上方移行というところであろう。

一方、日本では終戦後の米占領行政下の徹底的な農地改革によって地主制が崩壊しているので、法人化を推進しても地主制の復活にはつながらないと思われるが、「小農業所有地」という名の下に小型地主を温存したメキシコの場合は、ネオラティフンディズモ（新大土地私有制）の台頭が懸念される。法文の上では、いろいろと歯止めをかけてはいるが、法と実施が必ずしも一致しないのがラテンアメリカ社会の特色でもある。エヒ

ダタリオの割当地は法的には賃貸できないのに、実際には離農しても割当地の用益権を失わず、すでに米資本系の農企業に賃貸していたのもその一例である。大土地私有、貧富の格差は、ラテンアメリカの社会的病源である。

いづれにせよ、メキシコで一足先に農業構造改善が滑り出しているのだから、これから法案化しようという日本としてもその成り行きを注視し、参考にしてよいであろう。

(1) カトリック国において教会所有の財産は譲渡、売買の対象にならず、いわば「死の手 (Manos muertas)」の中で眠っていることになる。この永代所有地を解体して農地改革を実施したのがフランス革命を收拾したナポレオンであるが、一八五六年メキシコでも広大な教会領を解体して小自作農を育成することを建前とした永代私有財産解体法 (Ley de Desamortización) が制定された。しかし、米墨戦争後の疲弊による経済の立て直し、国庫収入増も目的であったので、取得者に一定の税金と手続費用を課し、農民の支払能力がなかったため、結果は教会領が別のラティフンディスタ（大土地所有者）の手に渡ることになった。また同法は教会領のみならず、民間団体の不動産所有も禁止、そのなかにインディオ村落共同体も含まれると解されたので、多くの村落の入会地（エヒード）がラティフンディスタに吸収される結末になった。

次いで、ポルフィリオ・ディアスの一八八三年の入植法 (Ley de Colonización) と一八九四年の未開墾地先占・譲渡法 (Ley sobre Ocupación y Enajenación de Terreno Baldíos) は小農民からの土地収奪の追い討ちをかけるものとなった。簡単にいえば、未開墾地 (Terrenos baldíos) とは地権のあい昧な土地の意味で、公認の測

量会社がそこを測量すると、二五〇〇ヘクタールを限度として当該土地を取得できるというものである。これがメキシコ革命での農民蜂起を誘発する導火線であった。

- (2) Luz Ma. Valdés/Ma. Teresa Menéndez, *Dinámica de la población de habla indígena (1900-1980)*, Instituto Nacional de Antropología e Historia (México, 1987) p. 37.
- (3) Eduardo Valle Espinosa (ed.), *El Nuevo Art. 27-Cuestiones Agrarias de Venustiano Carranza a Carlos Salinas*, Editorial Nuestra S. A., (México, 1992) p. 8-9.
- (4) *New York Times* (15 Aug. 1992), *The Christian Science Monitor* (12 Nov. 1992). 一九九一年FAO農業生産年報。
- (5) Eduardo Valle Espinosa, *op. cit.*, p. 20, p. 161, pp. 218-219.
- (6) José Angel Conchello, "TLC, Compromiso Para Acabar el Ejido", *El Financiero* (26 de Mayo de 1992)

追記 本稿は、平成四年十一月十五日、拓殖大学茗荷谷校舎で開催された第二十九回ラテン・アメリカ政経学会全国大会で口頭発表したものに基つき執筆した。